

# 近江八幡市企業立地促進条例

令和6年9月20日

近江八幡市条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、市内において事業所又は附属施設（以下「事業所等」という。）の立地を行う企業等に対し奨励措置を講ずることにより、本市における立地の促進、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済の活性化、安定した財政基盤の確立及び市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 営利の目的をもってこの条例による奨励措置の対象となる事業（次条各号に掲げる事業をいう。以下「対象事業」という。）を営む、又は営もうとする法人及び個人をいう。
- (2) 事業所 企業等が対象事業の用に直接供するために設置する事務所、研究所、工場その他これらに類する施設又は宿泊施設をいう。
- (3) 附属施設 事業所（宿泊施設を除く。）と一体的な利用に供される施設であって規則で定めるものその他宿泊施設と一体的な利用に供される施設をいう。
- (4) 新設 現に市内に事業所又は附属施設のいずれも有しない企業等が、市内に事業所等を新たに設置することをいう。ただし、附属施設のみを設置する場合を除く。
- (5) 移設 現に市内に事業所等を有する企業等（市内に附属施設のみを有する企業等を除く。）が、その機能の全部又は一部を廃止して、市内の別の場所に当該廃止した機能の全部又は一部を有する事業所等を新たに設置することをいう。
- (6) 増設 現に市内に事業所等を有する企業等が、対象事業の規模を拡大する目的で行う次のいずれかに該当する行為であって、事業所等の延床面積の増加を伴うものをいう。
  - ア 現に市内に有する事業所等を拡張すること。ただし、市内に附属施設のみを

有する企業等が、当該附属施設を拡張する場合を除く。

イ 現に市内に有する事業所等とは異なる事業所等を市内に新たに設置すること。  
ただし、市内に附属施設のみを有する企業等が、当該附属施設とは異なる附属施設を市内に新たに設置する場合を除く。

(7) 立地 企業等がその事業所等に関して新設、移設又は増設を行うことをいう。

(8) 事業開始日 企業等がその立地した事業所等において対象事業を開始した日をいう。

(対象事業)

第3条 対象事業は、次に掲げるものとする。

(1) 製造業（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）において製造業に分類される産業をいう。）

(2) 情報通信業（日本標準産業分類において情報通信業に分類される産業のうちソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サービス業に分類されるものその他市長がこれに類すると認めるものをいう。）

(3) 宿泊業（日本標準産業分類において宿泊業、飲食サービス業に分類される産業のうち旅館、ホテル又は簡易宿所に分類されるものその他市長がこれに類すると認めるものをいう。）

(4) 研究業（産業振興に係る基礎研究、応用研究又は開発研究に係る産業であって市長が適当と認めるものをいう。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(便宜の供与)

第4条 市長は、企業等に対し、次の便宜を供与することができる。

(1) 事業所等の立地に係る土地又は建物に関する情報の提供

(2) その他市長が必要と認めるもの

(奨励金)

第5条 市長は、事業所等を立地した企業等のうち適当と認めるものに対し、次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

(1) 立地促進奨励金

(2) 雇用促進奨励金

2 奨励金及びその交付の手續等は、規則で定める。

(対象企業の指定)

第6条 奨励金の交付を受けようとする企業等は、規則で定める申請を行い、奨励金の交付の予定者（以下「対象企業」という。）としての指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、次条に定める近江八幡市企業立地審査会から意見を聴取し、この条例の趣旨に適合すると認めるときは、当該企業等を対象企業として指定するものとする。

3 前項の規定による指定は、その指定の期間を定めて行わなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、第2項の規定による指定に条件を付すことができる。

(審査会)

第7条 市長は、前条第1項に規定する対象企業の指定、次条第2項に規定する奨励金の交付の決定、第9条第1項に規定する届出（同項第4号に規定する者に限る。）及び第10条第1項に規定する対象企業の指定、奨励金の交付の決定の取消し若しくは停止又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部について返還命令に係る事項について審査を行うため、近江八幡市企業立地審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、前項の審査のほか、この条例の運用について市長の諮問に応じ審議し、又は市長に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 地域経済団体に属する者

(3) 金融機関に属する者

(4) その他市長が必要と認める者

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則

で定める。

(奨励金の交付の申請等)

第8条 対象企業は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定める申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、審査会から意見を聴取し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による奨励金の交付の決定に条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 対象企業又は前条第2項の規定による決定を受けた対象企業（以下「奨励企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める届出を行わなければならない。

(1) 対象企業の指定に係る事業所等（以下「指定事業所等」という。）の立地が完了したとき。

(2) 指定事業所等において対象事業を開始したとき。

(3) 対象企業の指定又は奨励金の交付を辞退しようとするとき。

(4) 事業開始日から起算して6年を経過しない日までの期間（以下「届出対象期間」という。）において、第6条第1項又は前条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

(5) 届出対象期間において、指定事業所等における事業を廃止し、又は休止しようとするとき。

2 市長は、前項に規定する届出のうち同項第4号に係るものがあつた場合において、必要と認めるときは、当該対象企業に係る指定の期間を変更し、又は既に行つた指定若しくは奨励金の交付の決定に当たり付した条件を変更し、若しくは新たな条件を付することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、審査会から意見を聴取することができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、対象企業又は奨励企業が次の各号のいずれかに該当すると認める

ときは、対象企業の指定又は奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部について返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 第6条第4項、第8条第3項又は前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 法令、この条例又はこの条例による規則に違反したとき。
- (3) 届出対象期間において、指定事業所等における事業を廃止若しくは休止するとき、又はその状態にあると認めるとき。
- (4) 届出対象期間において、当該指定に係る事業所等を転売し、又は貸し付けたとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正行為が判明したとき。
- (6) 市税を滞納したとき。
- (7) その他市長が奨励金を交付することが不相当と認めるとき。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、審査会から意見を聴取することができる。

3 前項の規定により奨励金の交付の停止を受けた奨励企業は、当該停止の理由が消滅したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届け出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは奨励金の交付の停止を解除するものとする。

(事業の報告等)

第11条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、対象企業又は奨励企業に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 対象企業及び奨励企業は、この条例の規定による奨励金の交付を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第13条 対象企業又は奨励企業について相続、譲渡、合併等により変更が生じたと

きは、当該事業の承継人は、当該指定に係る事業が継続される場合に限り、規則で定める承認を受け、当該対象企業又は奨励企業に係る地位を承継することができる。

(その他)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(近江八幡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 近江八幡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年近江八幡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

「  
別表中 

学校運営協議会委員	日額	1,000円
-----------	----	--------

 を

「  

学校運営協議会委員	日額	1,000円	
企業立地審査 会	会長	日額	14,000円
	その他の委員	日額	5,600円

 に改める。  
」